

# 工事請負契約等に係る入札参加停止

不正又は不誠実な行為等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、下記業者に対し、入札参加停止を行いました。（1件1社）

## 1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

## 2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者	停止期間
商号	風早建設株式会社	1か月
代表者氏名	代表取締役 片岡 真連	
本店所在地	浜松市南区大柳町 487-5	

## 3 入札参加停止の理由

風早建設株式会社は、令和2年4月10日、浜松市浜北区新堀の下水道管の工事現場で、作業員が土砂崩落に巻き込まれ窒息死する事故を発生させた。

このことから、同社の使用人があらかじめ作成されていた組立図の手順に従わず、土砂崩落による災害防止措置を講じないまま作業員に作業させたとして、同社と同社の使用人が労働安全衛生法違反で公訴を提起され、令和2年9月4日、浜松簡易裁判所にてその刑が確定した。

## 4 停止期間の始期及び終期

令和2年9月25日から令和2年10月24日まで

(参考) 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号

措置要件	措置期間
業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内